

議案第 9 号

議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する支給条例の一部を改正する条例制定について

議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する支給条例(昭和31年条例第20号)の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年12月12日提出
木古内町長 鈴木 慎也

議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する支給条例の一部を改正する条例

第1条 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する支給条例（昭和31年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「12月に支給する場合には100分の225」を「12月に支給する場合には100分の235」に改める。

第2条 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する支給条例（昭和31年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「6月に支給する場合には100分の225、12月に支給する場合には100分の235」を「6月に支給する場合には100分の230、12月に支給する場合には100分の230」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。